

ユネスコとは？

【ユネスコとは？】

ユネスコとはUnited Nations Educational, Scientific and Cultural Organizationの略でUNESCOであり、日本語では国際連合教育科学文化機関(こくさいれんごうきょういがかがくぶんかきかん)を指す。国際連合の経済社会理事会の下におかれた、教育、科学、文化の発展と推進を目的として、1945年11月に44カ国の代表が集いロンドンで開催された国連会議"United Nations Conference for the establishment of an educational and cultural organization" (ECO/CONF)において11月16日に採択された「国際連合教育科学文化機関憲章」(ユネスコ憲章)に基づいて1946年11月4日に設立された国際連合の専門機関である。分担金(2011年現在)の最大の拠出国は米国、2位は日本である。

【概要】

英語の正式名称は United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization。その頭字語である UNESCO (英語発音: [juːˈneskou] イューネスコウ)も公式に用いられ、日本語では「ユネスコ」と称する。本部はフランスのパリにある。

教育や文化の振興を通じて、戦争の悲劇を繰り返さないとの理念により設立の意義を定めたユネスコ憲章の前文には「戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和の砦を築かなければならない」との文言があり、設立の目的とその精神を顕著に表している。

活動にあたっては、重点的に推進する目標として「万人のための基礎教育」「文化の多様性の保護および文明間対話の促進」などを定める。それに基づき、例えば前者に関しては識字率の向上や義務教育の普及のための活動、後者については世界遺産の登録と保護、文化多様性条約の採択のほか、歴史的記録遺産を保全するユネスコ記憶遺産(世界の記憶)事業などを実施する。そのほか、極度の貧困の半減、普遍的初等教育の達成、初等・中等教育における男女差別の解消、持続可能な開発のための教育、危機に瀕する言語の保護などを内容とするミレニアム開発目標など、国際開発目標達成を目指す。

1980年代には、放漫財政等のマネジメントの問題に加え、活動が「政治化」していることのほか、当時のムボウ事務局長が提唱した「新世界情報秩序」がジャーナリストの認可制を導入し報道の自由を制限するものとして、アメリカ合衆国、イギリスが脱退し、ユネスコの存続は危機に立たされた。この間、日本は、ユネスコにとどまり、分担金の約4分の1近くを担う最大の拠出国として、ユネスコの存続に大きな役割を果たした。結局、政治的偏向や報道の自由に対する問題を解消したマヨール事務局長につづき、松浦事務局長のもと管理運営についても全般的な改革がなされ、英国が1997年7月に、米国が2003年10月にそれぞれ復帰する。このように、松浦事務局長の改革については高く評価され、総会や執行委員会でも多くの加盟国から繰り返し表明された。一方で、改革の根幹であるRBMの進展やプログラムの整理、官僚主義的な組織機構について、さらなる取組も求められた。

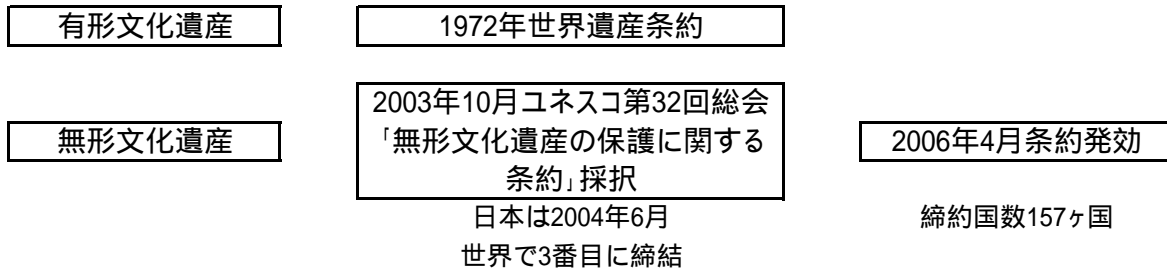
ユネスコ活動の普及と理解促進のため、世界の著名人を「ユネスコ親善大使」に任命し、様々な活動を行っている。日本では、日本ユネスコ国内委員会を中心に活動する。

2013年11月現在の加盟国数は195ヶ国、準加盟9地域である。日本は1951年7月2日に加盟。最も新しい加盟国はパレスチナである。2011年10月31日に総会が開かれ賛成107、反対14、棄権52で国としての正式加盟を承認した。アメリカ、イスラエルなどは反対し、日本などは棄権。アメリカ国務省は、この決議案採択への対抗措置として分担金の停止を明らかにした。イスラエルの外務省は、パレスチナを非難するとともにユネスコとの協力関係について再検討するとしている。一方、分担金負担停止から2年経過した2013年、両国は議事への投票資格が停止された。

無形文化遺産について

無形文化遺産の保護に関する条約の概要(2013年12月現在)

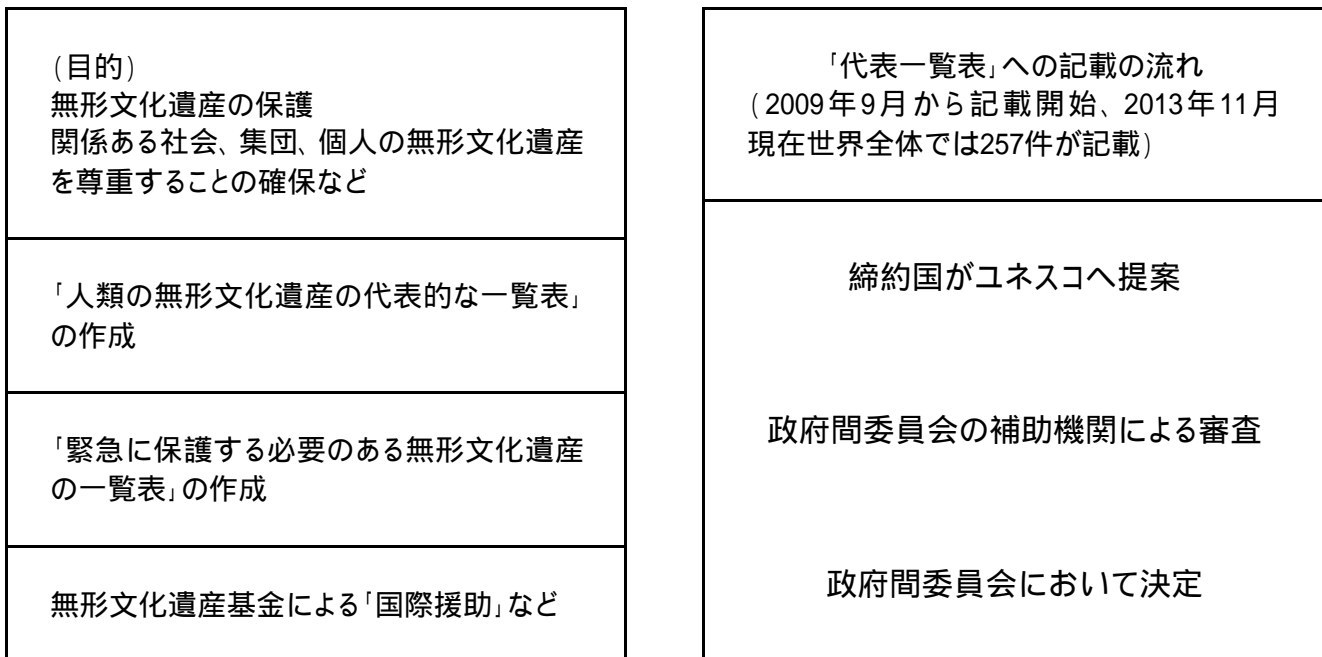
【経緯】



【無形文化遺産の概要】

(分野の例示) 芸能、社会的習慣、祭礼行事、伝統工芸技術など

【条約の内容】



ユネスコ無形文化遺産の保護に関する条約

に基づく無形文化遺産への記載基準

ユネスコ無形文化遺産保護条約締約国会議で決定する運用指示書に次の通り規定されている。

段落2 申請国は、申請書において、代表一覧表への記載申請案件が、次のすべての条件を満たしていることを証明するよう求められる。

- 1 申請案件が条約第2条に定義された「無形文化遺産」を構成すること。
第2条『定義』の2の『e.伝統工芸技術』に該当する。
その理由として、粘土瓦は1400年の歴史があり、施工技術・技法を継承している。
- 2 申請案件の記載が、無形文化遺産の認知、重要性に対する認識を確保し、対話を誘発し、よって世界的に文化の多様性を反映しかつ人類の創造性を証明することに貢献するものであること。

現在では一部の観光地や集落を除いて数少ないなりつつあるJ形(和風瓦)の街並み。(葺の風景)
日本住宅の西洋化、阪神・淡路大震災、東日本大震災を境にJ形離れに拍車をかけている。
日本人が脈々と受け継いできたJ形の街並みを保存することが大切である。また、住宅の西洋化に伴い、粘土瓦自体も西洋化が進み、J形(和風瓦)の技術を継承する人材不足、後継者不足も全国的に深刻である。

海外からイメージされている日本住宅の街並みと風景を守り保存するべきとの声が上がっている。

- 3 申請案件を保護し促進するすることができる保護措置が図られていること。

全日本瓦工事業連盟では年に一回、「かわらぶき技能士検定」を行い、粘土瓦の技術向上を目的に職方の育成を行っている。

- 4 申請案件が、関係する社会、集団及び場合により個人の可能な限り幅広い参加及び彼らの自由な、事前の説明を受けた上での同意を伴って提案されたものであること。

一般社団法人 全日本瓦工事業連盟(瓦屋根施工の全国団体)、全日本陶器瓦工業組合(瓦メーカーの全国団体)、全国いぶし瓦組合連合会(いぶし瓦メーカーの全国団体)を筆頭に全国に点在している瓦産地メーカー・団体、工事店より賛同をもって提案されている。

- 5 条約第11条及び第12条にのっとり、申請案件が提案条約国の領域内にある無形文化遺産の目録に含まれていること。

元々は朝鮮半島より伝来した物ではあるが、日本独自の進化を遂げ発展している。

特にJ形(和形)は日本で誕生した独自の形状である。鬼瓦(飾り瓦)は魔除け・厄除けとして広く普及し、後に幸せ(福)の象徴とする七福神や鳩などの飾り瓦も誕生している。また軒先瓦も日本独自の一文字軒瓦など、形に留まることなく施工技術においても日本ならではの根気と卓越した技術が要求される目録:重要無形文化財に指定されていること。但し、日本食のような事例もある。

参考 ユネスコ無形文化遺産保護条約(抄)

第2条 定義

- 1 「無形文化遺産」とは、習慣、描写、表現、知識及び技術並びにそれらに関する器具、物品、加工品及び文化的空間であって、社会、集団及び場合によっては個人が自己の文化遺産の一部として認めるものをいう。この無形文化遺産は、世代から世代へと伝承され、社会及び集団が自己の環境、自然との相互作用及び歴史に対応して絶えず再現し、かつ、該当社会及び集団に同一性及び継続性の認識を与えることにより、文化の多様性及び人類の創造性に対する尊重を助長するものである。この条約の適用上、無形文化遺産については、既存の人権に関する国際文書並びに社会、集団及び個人間の相互尊重並びに持続可能な開発の要請と両立するもののみ考慮を払う。
- 2 1に定義する「無形文化遺産」は、特に、次の分野において明示される。
 - a 口承による伝統及び表現(無形文化遺産の伝達手段としての言語を含む)
 - b 芸能
 - c 社会的習慣、儀式及び祭礼行事
 - d 自然及び万物に関する知識及び習慣
 - e 伝統工芸技術

第11条 条約国の役割

条約国は次のことを行う。

- a 自国の領域内に存在する無形文化遺産の保護を確保するために必要な措置をとること。
- b 第2条3に規定する保護のための措置のうち自国の領域内に存在する種々の無形文化遺産の認定を、社会、集団及び関連のある民間団体の参加を得て、行うこと。

第12条 目録

- 1 締約国は、保護を目的とした認定を確保するため、各国の状況に適合した方法により、自国の領域内に存在する無形文化遺産について一又は二以上の目録を作成する。これらの目録は、定期的に更新する。